

決議第5号

閉会中の議員派遣について

本議会は地方自治法第100条第13項及び南風原町議会会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

令和4年10月18日

南風原町議会議長 赤嶺奈津江

記

次のとおり議員を派遣する。

1. 町村議会広報研修会

- (1) 日 時：令和4年11月16日（水）
- (2) 場 所：沖縄県市町村自治会館
- (3) 派遣議員：議会広報常任委員
- (4) 主 催：沖縄県町村議会議長会

2. 町村議会常任委員長・副委員長実務研修会

- (1) 日 時：令和4年11月28日（月）
- (2) 場 所：沖縄県市町村自治会館
- (3) 派遣議員：常任委員長・副委員長
- (4) 主 催：沖縄県町村議会議長会

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。